

かごしま標章茶推進規則

1 趣旨

この規則は、かごしま茶商標登録管理規程第5条の規定に基づき、シンボルマーク商標を使用することができるかごしま茶（以下「かごしま標章茶」という。）の指定に必要な事項を定める。

2 かごしま標章茶の指定

- (1) 茶業会議所は、一般消費者向けの仕上個装茶を「標章茶」として指定する。
- (2) かごしま標章茶の指定を受けようとするものは、茶業会議所に申請しなければならない。

3 かごしま標章茶の指定基準

- (1) 茶の品質がかごしま茶として一定以上のものであること。
- (2) 年間を通じて販売されるものであること
- (3) 小売店頭価格が100グラム当り500円以上のものであること。
- (4) 表示が適正であること。

4 かごしま標章茶の審査

- (1) 茶業会議所は、申請のあった茶について審査会を開催し審査する。
- (2) 審査会は、別に定めるかごしま標章茶審査要領に基づいて運営する。

5 かごしま標章茶の指定と登録商標の使用

- (1) 茶業会議所は、3のかごしま標章茶の指定基準及び審査会の審査報告に基づき、申請した茶がかごしま標章茶としてふさわしいと認められる場合は、指定を行う。
- (2) 茶業会議所は、指定された茶についてシンボルマーク商標の使用を許可し、シンボルマーク商標を交付する。

6 販売実績の報告

かごしま標章茶の指定を受けたものは、茶業会議所が標章茶の販売実績その他の報告を求めたときは、報告しなければならない。

7 販売中止の届

かごしま標章茶の指定を受けたものが当該標章茶の販売を中止した時は、その旨を届けるものとする。

8 指定の解除

茶業会議所は、前項の届があったとき、若しくは指定後に3のかごしま標章茶の指定基準を満たしていないと認められるとき又はこの要領に反していると認められるときは、指定を解除するものとする。

9 かごしま標章茶の活用

茶業会議所は物産展、アンテナショップ、販売協力店などを活用し、積極的にかごしま標章茶の浸透をはかるものとする。

10 規則の変更

この規則の重要な変更は、理事会の意見を聞くものとする。

11 その他

この規則に定めのない事項は、会頭が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成23年3月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成24年3月21日から適用する。
- 3 この規則は、平成24年7月3日から適用する。
- 4 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成26年7月29日から適用する。